

令和8年1月14日

お客さま各位

西日本高速道路株式会社

令和8年4月1日からの大口・多頻度割引の割引率について

平素より、ETCコーポレートカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

大口・多頻度割引の車両単位割引の10%拡充措置については、令和8年3月末までの予定で実施しておりましたが、今般、国土交通省より当該措置を令和9年3月末まで延長する旨の方針が示されたことから、下記のとおり延長いたしますので、お知らせいたします。

記

車両単位割引率(高速国道・一般有料道路ともに)

自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道等のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10% (20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20% (30%)
3万円を超える部分	30% (40%)

※()内は、ETC2.0を使用する事業用車両^(注)に限り適用される割引率です。(令和9年3月末まで)

(注) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第13号について事業用と区別、又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0搭載車両。

以 上